

さいたま市道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月27日

さいたま市長

清水 正人

さいたま市規則第43号

さいたま市道路占用規則の一部を改正する規則

さいたま市道路占用規則（平成13年さいたま市規則第214号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(許可書等の交付) 第5条 市長は、 <u>占有を許可したときは申請者に対し道路占有許可書（様式第1号）を、占有の協議について同意したときは協議者に対し道路占有回答書（様式第2号）を交付するものとする。</u>	(許可書等の交付) 第5条 市長は、占有を許可したとき <u>又は占有の協議について同意したときは、道路占有許可・同意書（様式第1号又は様式第2号）を申請者又は協議者に交付するものとする。</u>

様式第1号及び様式第2号を次のとおり改める。

道路占用許可書

--	--	--	--

第 年 月 日

郵便番号

住所
氏名

担当者
電話番号 ()
占有者ID

占用の目的					
占有場所	路線名				
	場所				
占有物件	名称	規模	数量		
占有期間	年	月	日	から	占有物件の構造
工事期間	年	月	日	から	工事実施の方法
道路の復旧方法					添付書類
占用料	初年度	(算定)			
	年額				
	最終年度				
	総額				
(履行期限) 納入告知書により指定する期限					
付で申請のあった占有については、別紙の条件を付して許可する。					
さいたま市長					
<p>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>					

道路占用回答書

--	--	--	--

第 年 月 日

郵便番号

住所
氏名

担当者
電話番号 ()
占用者ID

占用の 目 的					
占 用 の 場 所	路線名				
	場 所				
占用物件	名 称	規 模	数 量		
占 用 の 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	占用物件 の 構 造		
工 事 の 期 間	年 月 日 から	年 月 日 まで	工事実施 の 方 法		
道 路 の 復 旧 方 法			添付書類		
占 用 料	初 年 度	(算定)			
	年 額				
	最 終 年 度				
	総 額				
(履行期限) 納入告知書により指定する期限					
<p>付で協議のあった占用については、別紙の条件を付して回答する。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">さいたま市長</p>					
<p>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>					

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。